



経済産業省
九州産業保安監督部

Kyushu Industrial Safety and Inspection Department



九州地域の安全と



水力発電設備



都市ガス貯蔵施設



太陽電池発電設備



送電設備



需要設備



都市ガス製造施設



LPガスバルク貯槽



LPガスシリンダー

電力の保安

電気事業法

発電所、送電線、変電所、ビル・工場等の需要設備といった電気工作物における感電、火災、停電等の電気事故を防止するため、立入検査や工事計画の審査により、法令基準への適合性を確認しています。

電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律

電気工事の適切な施工を図るため、立入検査や資格要件の確認をしています。

都市ガス・LPガスの保安

ガス事業法

都市ガスを安全かつ安定的に供給するため、ガス製造・供給設備の工事計画の審査、事業者への立入検査や事故情報の提供等を行っています。

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律

都市ガス消費者及びLPガス消費者の安全を確保するため、屋内設置のふろがまやガス瞬間湯沸器等の設置工事に必要な資格証の交付等を行っています。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

LPガスによる事故防止のため、複数の自治体にまたがる販売事業者、保安業務機関からの申請・届出の審査や立入検査を行っています。

安心を支える「産業保安」の確保が



高圧ガス輸送設備



火薬製造施設



高圧ガス製造施設



石油コンビナート



火薬使用例 (H-IIロケット)
提供:種子島宇宙センター



移動式火薬製造施設



火薬使用例 (花火)

高圧ガス・ 石油コンビナートの保安

高圧ガス保安法

高圧ガス施設の安全確保のため、自ら完成検査、保安検査を行う事業所に対する立入検査等や、国内基準に適合しない輸出入容器等への充てん許可等の業務を行っています。

石油コンビナート等災害防止法

コンビナート区域における安全確保のため、事業所に対し、施設の配置等に関する現場確認を行っています。

火薬類の保安

火薬類取締法

火薬類による事故防止のため、宇宙ロケットや自動車のエアバック、岩石採掘用の爆薬等、産業用火薬類の製造施設の許認可等の業務を行っています。

火薬類を安全に製造するため、製造施設に対して技術基準に基づいた完成検査や保安検査を行っています。

私たちの使命です。



鉱山の保安

鉱山保安法

鉱山労働者の安全の確保と周辺環境の保全を図るため、鉱業施設の設置計画・保安規程・保安統括者の選解任等、各種届出の審査や鉱山への立入検査等を行っています。

閉山した金属鉱山等からの坑廃水による鉱害を防止するため、地方自治体等が行う坑廃水処理等の事業費に係る補助金業務を行っています。

鉱務監督官は、鉱山災害発生時には原因究明・再発防止のため特別検査を実施し、鉱山保安法違反の疑いがある場合には刑事訴訟法上の司法警察員としての職務も行っています。

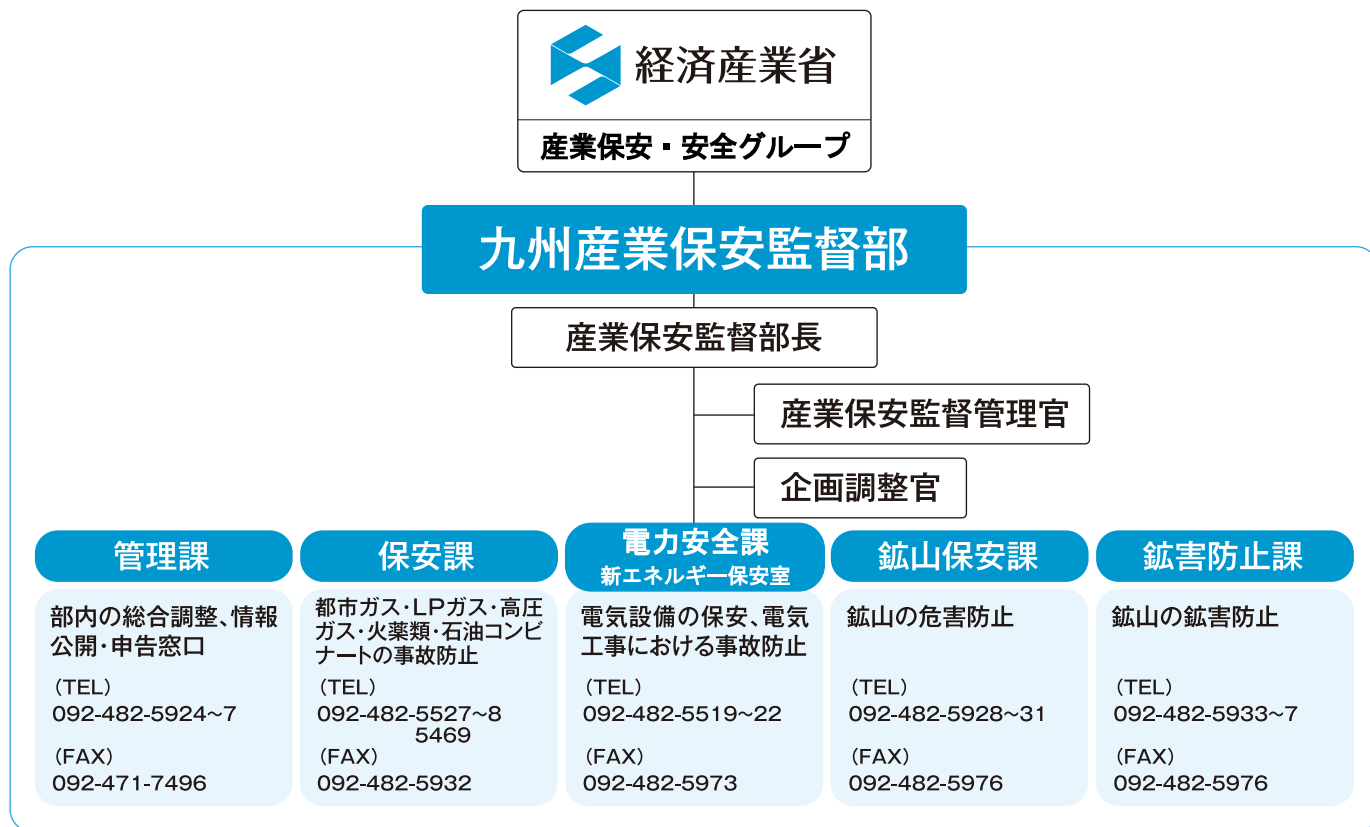
広報・啓発活動、人材育成等

- 各種会議やホームページ、メールマガジン(きゅうさんぽ)、SNSにより最新の保安情報等を提供し、事故の防止を呼びかけています。
- 保安の確保に貢献のあった事業者や個人を表彰しています。
- 自然災害等発生時の停電や被害設備の速やかな復旧に向けて、日頃から関係機関と連携を密に図っています。
- 産業保安行政は「人」が基本です。より一層の保安確保に貢献するため、職員に対する各種研修等を行っています。

組織と使命

Kyushu Industrial Safety and Inspection Department

- ・九州産業保安監督部は、経済産業省のブロック機関の1つで、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及び鹿児島県の7県域を管轄している国の行政機関です。
- ・国民生活や産業活動に欠かせない、電力設備（原子力を除く）・電気工事、都市ガス・LPガス、高圧ガス・石油コンビナート、火薬類、鉱山等の産業保安の確保を目的に、関係法令の厳正な執行と、情報提供等による自主保安の推進・支援業務を通じて、「公共の安全の確保」と「環境の保全」を図っています。



沿革

Kyushu Industrial Safety and Inspection Department

- | | |
|-----------|--|
| 明治25年 6月 | 鉱業条例の施行に伴い、鉱業に関する警察事務を行う機関として福岡鉱山監督署を設置。 |
| 大正13年 12月 | 炭鉱の重大災害に対応するため福岡鉱山監督局へ格上げ。 |
| 昭和21年 1月 | 九州地方商工局に吸収。 |
| 昭和23年 4月 | 福岡石炭局を設置。石炭鉱業は石炭局、金属非金属鉱業等は商工局が所掌。 |
| 昭和24年 5月 | 鉱山保安法の施行に伴い、福岡通商産業局（商工局より改称。）に福岡鉱山保安監督部（金属・非金属等鉱山）、福岡石炭局に福岡炭鉱保安監督部（石炭鉱山）を付置。 |
| 昭和25年 8月 | 福岡炭鉱保安監督部は福岡鉱山保安監督部に吸収。 |
| 昭和37年 4月 | 保安監督行政の強化のため、福岡鉱山保安監督部を監督局に格上げし、通商産業局から独立。 |
| 平成元年 7月 | 福岡鉱山保安監督局を九州鉱山保安監督局に改称。 |
| 平成10年 7月 | 炭鉱閉山に伴い、九州鉱山保安監督局を監督部に改組。 |
| 平成17年 4月 | 産業事故に対する社会的関心が高まる中、産業保安の確保に一体的に取り組むため、鉱山保安監督部を電気、ガス、火薬、鉱山等の保安を担う産業保安監督部に改組。 |



〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館8階

URL : <https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/>

Twitter : @hoan_kyushu

TEL. 092-482-5927 (直通)



リサイクル適性[®](A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。